

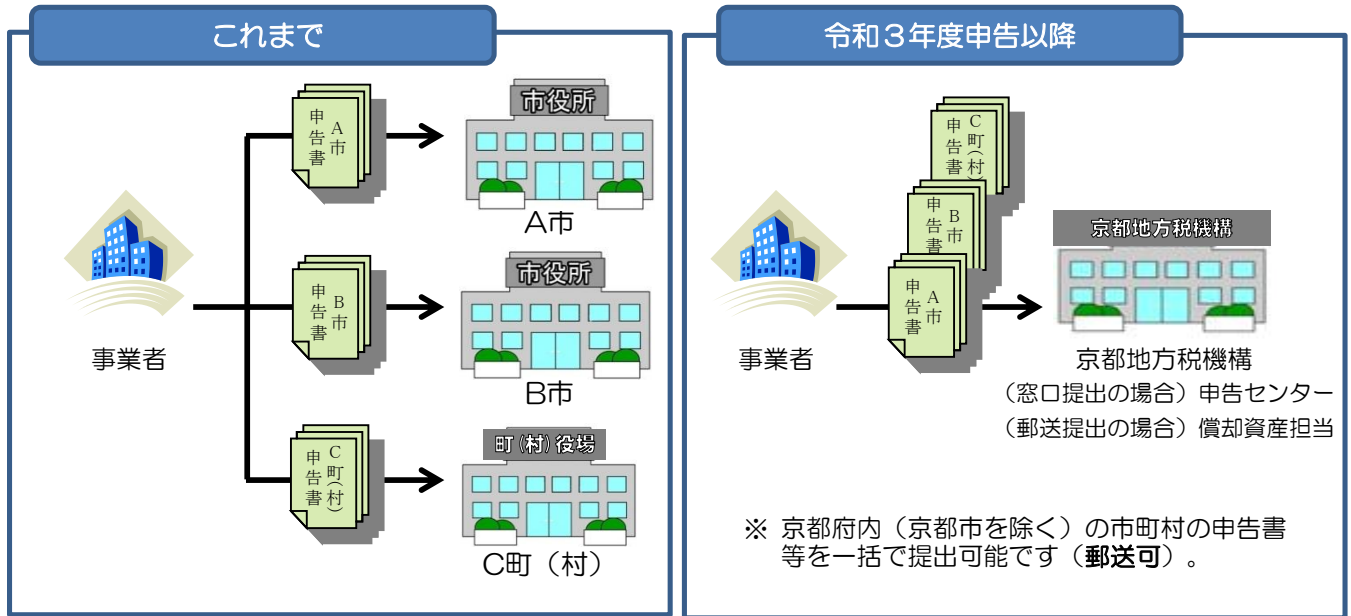
令和3年度償却資産（固定資産税）申告から、京都府内（京都市除く）の償却資産申告書等の提出先が京都地方税機構に統一されます。

※申告書等は、償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。

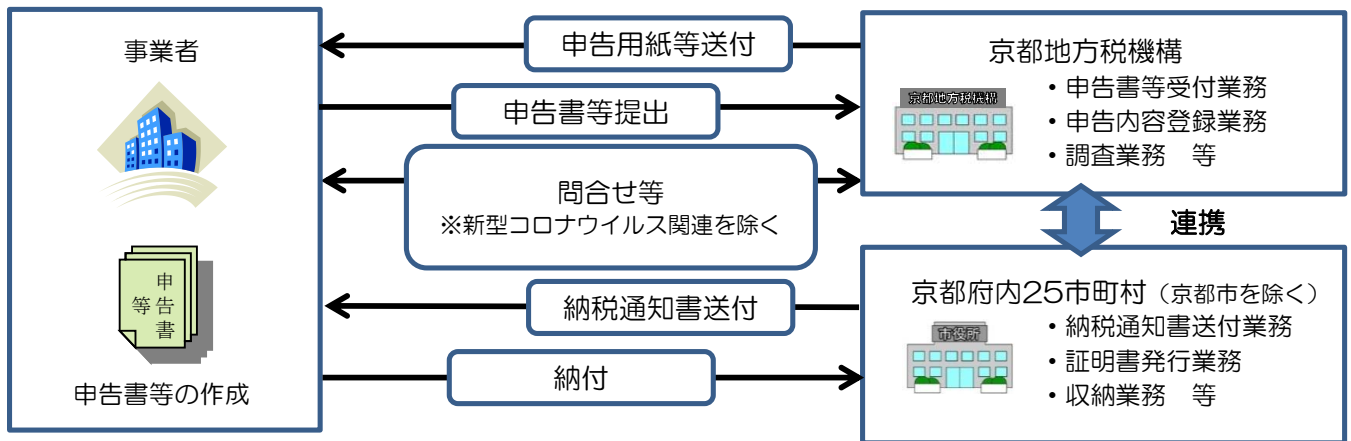
※新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税等の軽減措置の適用を申請される方は、特例措置に関する申告書に必要な書類を添付し、**資産が所在する市町村へ提出してください。**

これまで償却資産申告書等は、償却資産が所在する市町村にそれぞれ提出していただいていたのですが、令和3年度償却資産（固定資産税）申告からは、京都府内25市町村（京都市を除く）分を京都地方税機構に一括して提出できるようになります。

これにより、事業者の皆様の利便性向上を図るとともに、より適正かつ公正な課税の実現を図ります。また、各市町村から事前に送付していた申告用紙等も、京都地方税機構から一括で送付しております。



※京都市に償却資産を所有されている方は、引き続き、京都市に申告書等を提出してください。



電子申告（eLTAX）について

償却資産の申告でも、電子申告（インターネット上からの申告）が御利用いただけます。ぜひ、電子申告を御利用ください。

詳しくは、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）を御覧ください。

申告書等の提出・お問合せ先

<申告書等の提出（郵送）・お問合せ先>

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階

京都地方税機構事務局業務課 償却資産担当

TEL：075-414-4503

FAX：075-411-1551

<申告書等の提出（窓口）>

〒602-8054

京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館4階

京都地方税機構 申告センター **※令和3年1月以降受付開始**